

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	日本鉄道建設公団の余裕金の運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	日本鉄道建設公団法第31条	共管	なし	
制度の概要	日本鉄道建設公団は、日本鉄道建設公団法第31条の規定により、国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得、銀行への預金又は郵便貯金以外に余裕金の運用をしてはならないとされている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係176頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
<p>(説明)</p> <p>農林中央金庫が発行する債券については、既に国土交通大臣の指定する有価証券として指定されており、日本鉄道建設公団の余裕金の運用先の対象とされている。(昭和39年措置済み。)</p> <p>なお、余裕金の運用先の決定については、日本鉄道建設公団の自主的な判断によるものである。</p>				
担当局課室名	鉄道局財務課 (連絡先) 03 - 5253 - 8538			

分野	7 金融・証券・保険関係 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人の資金運用先として農林中央金庫を追加			
意見・要望等の内容	新東京国際空港公団の資金運用方法として農林中央金庫への預金を追加する。			
関係法令	新東京国際空港公団法第32条第2号	共管	なし	
制度の概要	<p>新東京国際空港公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一 国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行への預金又は郵便貯金</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 177 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期：	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	なし			
(説明)	<p>新東京国際空港公団には運用のための余裕金はなく、措置の必要性、実効性につき検討中である。なお、農林中央金庫への預金ができることとするためには、公団法の改正が必要である。</p>			
担当局課室名	航空局飛行場部新東京国際空港課 (連絡先)03-5253-8721			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	日本下水道事業団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	日本下水道事業団法第38条	共管	なし	
制度の概要	日本下水道事業団法第38条では余裕金の運用先について規定しており、農林中央金庫の発行する債券については、同条第1号の「その他建設大臣の指定する有価証券」に指定されているが、預金の運用先については、同条第2号により銀行又は郵便貯金に限定されているため、農林中央金庫への預金はできない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係180頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【記載なし】			
(説明)	農林中央金庫への預金については、日本下水道事業団法の改正が必要となるため、次期改正時に対応する方向で検討することとする。			
担当局課室名	都市・地域整備局下水道部下水道企画課(連絡先:03-5253-8427)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	地域振興整備公団の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。			
関係法令	地域振興整備公団法第27条	共管	経済産業省	
制度の概要	<p>地域振興整備公団の余裕金の運用先については、預貯金については「銀行への預金又は郵便貯金」に限られている。</p> <p>なお、有価証券については「国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有」とされており、農林債券については保有できる債券として既に指定されている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係178頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【記載なし】			
(説明)	<p>地域振興整備公団の資金運用先の拡大については法改正が必要であり、次期法改正に合わせ所要の法改正を行う方向で検討する。</p>			
担当局課室名	都市・地域整備局まちづくり推進課 (連絡先: 03-5253-8405)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の資金運用先の農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する			
関係法令	首都高速道路公団法第42条 阪神高速道路公団法第42条	共管	なし	
制度の概要	首都高速道路公団、阪神高速道路公団の余裕金の運用先については、「銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」とされており、金融機関としては、信用金庫及び全信連が指定されている。 なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係179頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【記載なし】			
(説明)	都市高速道路公団の運用する余裕金は、料金収入等の受入時期と事業費等の支払時期との差により生じる一時的なものである。 農林中央金庫の預金を国土交通大臣が運用先として指定することについては、上記余裕金の性格の観点から適当であるか検討する。			
担当局課室名	都市・地域整備局総務課都市高速道路公団監理室 (連絡先: 03-5253-8396)			

分野	金融・証券・保険 (1)金融	意見・要望提出者	農林中央金庫 全国農業協同組合中央会・(社)全国信連協会	
項目	特殊法人、地方公共団体関係機関等の資金運用先への農林中央金庫、農協・信連の追加			
意見・要望等の内容	地方道路公社の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券、農協・信連の預金を追加する。			
関係法令	地方道路公社法第31条	共管	なし	
制度の概要	地方道路公社の根拠法において、貯金等預入先に制限があり、農林中央金庫の預金及び農林債券、農協・信連の貯金が運用できない。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係181頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	【】			
(説明)	地方道路公社の資金運用方法の拡大のためには、法改正が必要であり、農林中央金庫の預金及び農林債券、農協及び信連の預金を余裕金の運用方法に含めることについては、金融機関の中の農林中央金庫、農協及び信連の役割、位置づけについて検討をした上で判断する。			
担当局課室名	道路局 路政課 (連絡先: 03-5253-8479)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等への資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金および農林債券を追加する。			
関係法令	都市基盤整備公団法第58条	共管	なし	
制度の概要	<p>住宅・都市整備公団は、平成11年10月1日付けで解散している。</p> <p>なお、都市基盤整備公団の業務上の余裕金の運用については、国債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得、銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金等とされている。</p> <p>なお、農林債券については取得できる有価証券として既に指定されている。</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係182頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>都市基盤整備公団の業務上の余裕金は、家賃等の収入が事業費等に充てられるまでの一時的な滞留資金であり、適正かつ安全に、また、長期間固定されることのないよう運用される必要があるが、一方これを有利に運用して利息収入を確保することが望ましい。</p> <p>農林中央金庫の預金を国土交通大臣が運用先として指定することについては、このような観点から適当であるか検討する。</p>			
担当局課室名	住宅局 都市基盤整備公団監理室 (連絡先: 03-5253-8503)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	<p>・以下の特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。          地方住宅供給公社、地方道路公社、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行法、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本鉄道建設公団、石油公団、首都高速道路公団、住宅・都市整備公団、阪神高速道路公団、雇用促進事業団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、中小企業事業団、日本下水道事業団、金属鉱業事業団</p>			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 1 8 3 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>地方住宅供給公社の資金運用先として農林中央金庫の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農林中央金庫の役割、位置付けについて検討した上で判断する。          また、農林債券についても上記の法改正とあわせて検討し、判断する。</p>			
担当局課室名	住宅局 住宅総合整備課 (連絡先: 03-5253-8507)			



分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	農林中央金庫	
項目	特殊法人等の資金運用先への農林中央金庫の追加			
意見・要望等の内容	<p>・以下の特殊法人等の資金運用先として農林中央金庫の預金及び農林債券を追加する。</p> <p>地方住宅供給公社、地方道路公社、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行法、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本鉄道建設公団、石油公団、首都高速道路公団、住宅・都市整備公団、阪神高速道路公団、雇用促進事業団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、中小企業事業団、日本下水道事業団、金属鉱業事業団</p>			
関係法令	住宅金融公庫法	共管	財務省	
制度の概要	<p>住宅金融公庫の余裕金の資金運用先は、以下に限定している。</p> <p>(1) 国債、地方債又は政府保証債の保有</p> <p>(2) 資金運用部への預託</p> <p>(3) 銀行への預金</p>			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 184 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	<p>農林中央金庫からの要望内容については、資金の運用先に関する要望と認識するが、住宅金融公庫の余裕金の資金運用先については、民間では困難な長期・低利・固定の融資を行い自助努力による良質な住宅取得を支援する基本的役割を堅持する上で、安全かつ効率的であることが必要である。</p> <p>農林中央金庫の預金及び農林債券については、安全確実性、流動性、流通量を前提として公庫が余裕金の運用益の増収を図る上では、現在のところ資金運用先に加える必要性は乏しいと考えている。</p> <p>なお、資金運用先にふさわしいものについては、今後も運用の可能性を検討する。</p>			
担当局課室名	住宅局 住宅資金管理官(連絡先: 03-5253-8518)			

分野	7 金融・証券・保険 (1) 金融	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会、(社)全国信連協会	
項目	地方公共団体関係機関等の資金運用先への農協・信連の追加			
意見・要望等の内容	・地方住宅供給公社の資金運用先として農協・全信連の貯金を追加する。			
関係法令	地方住宅供給公社法第34条	共管	なし	
制度の概要	地方住宅供給公社の余裕金の運用方法は、国債又は地方債の取得及び銀行への預金又は郵便貯金に限られている。			
中間公表資料との関係	国土交通省関係 185 頁			
状況	措置済・措置予定 (実施(予定)時期:	検討中	措置困難	その他
規制改革推進3か年計画における記載	該当なし			
(説明)	地方住宅供給公社の資金運用先として農協・全信連の預金を追加するためには、法改正が必要であり、将来の法改正で所要の改正を行うことを検討するが、金融機関の中の農協・全信連の役割、位置付けについて検討した上で判断する。			
担当局課室名	住宅局 住宅総合整備課 (連絡先: 03-5253-8507)			